

令和5年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

日	時	令和5年10月12日（木）午前10時10分～正午
場	所	逗子市役所 第2会議室
出席者	[委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、小林 潤 柳 勇次、大橋 哲郎、中嶋 悦子 渡邊 仁史	
事務局出席者	環境都市部長 石井 義久 環境都市部次長 青柳 大典 資源循環課長 鷺原 尚仁 資源循環課資源循環係長 森下 聡子 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主事 今村 聡志 環境クリーンセンター所長 小川 慎	
会議公開の可否	可	
傍聴者	2名	
議題等	(1) 生ごみの分別収集・資源化について (2) 今年度の審議内容及びスケジュールについて (3) その他	
配付資料	令和5年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 資料1 事業系ごみ及び家庭ごみ処理手数料の改定の経緯 資料2 逗子市ごみ処理経費試算（ごみ処理原価） 資料3-1 燃やすごみ搬入量の推移 資料3-2 事業系ごみの主体別搬入量の推移 資料4 神奈川県内各市町村における事業系一般廃棄物処理手数料 資料5 千葉県・東京23区・多摩地区処理手数料 参考資料 平成24年4月から事業系ごみの処理方法などが変わります (パンフレット)	

【事務局】 ただいまより令和５年度第１回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日は委員９名中７名のご出席をいただいておりますので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第２条第２項の規定により、会議は成立していることを報告いたします。

また、本審議会は、個人情報等、特に秘すべき内容を取り扱うものでないことから、本市の情報公開条例の規定により、会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望者がありましたら順次入場していただくことといたします。本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、入場していただきます。

なお、本審議会の議事は録音をとらせていただき、次の開催日に皆様にご確認、ご了解いただいたものを議事録としたいと思っております。この録音データ及び議事録は公開情報になります。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんは、お申出くださればご用意いたします。事前に送付いたしました資料でございます。令和５年度第１回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第。資料１、事業系ごみ及び家庭ごみ処理手数料改定の経緯。資料２、逗子市ごみ処理経費試算（ごみ処理原価）。資料３－１、燃やすごみ搬入量の推移。資料３－２、事業系ごみの主体別搬入量の推移。資料４、神奈川県内各市町村における事業系一般廃棄物処理手数料。資料５、千葉県・東京23区・多摩地区処理手数料。その他、参考資料といたしまして、こちらの青いパンフレット「平成24年４月から事業系ごみの処理方法などが変わります」という冊子をお配りしております。

お手元の資料はそろっていますでしょうか。よろしいですか。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【南川会長】 よろしくお願いいたします。今日もぜひ活発なご質問なりご意見を出してください。今日は基本的に説明を聞くのが多いんですが、躊躇なく分からないところがあれば、ご質問くださいませ。

それでは、まず、議題１でございますが、生ごみの分別収集・資源化について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、生ごみの分別収集・資源化について、経緯をお話しさせていただきます。資料がございませんけれども、申し訳ございません。口頭でのご報告とさせていただきます。

皆様にご審議いただきまして、答申をいただきました制度設計におきましては、令和５年逗子市議会第１回定例会に葉山町との生ごみの共同処理に係る事務委託についての議案、あと、

手数料が変わりますので、条例改正に係る議案、この2本の議案提案を予定しておりました。金額というのは現行、可燃ごみ、不燃ごみが1リットル当たり2円、生ごみについては1リットル当たり1円、また、袋の大きさを3リットル袋と10リットル袋ということでご審議いただいて、制度設計としてまとめた内容になります。

こちらについて議案提案を予定しておりましたけれども、逗子市及び葉山町の協議におきまして、さらに検討を進める必要がございましたので、議案提案を令和5年逗子市議会第2回定例会に延期いたしました。こちら第2回定例会、6月になりますけれども、議案提案いたしまして、審議会でご審議いただいて答申をいただきました生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計、この内容自体につきましては特に問題等はございませんでしたが、葉山町と本市との負担金の負担割合の考え方につきまして質問が多くございまして、継続審査となりました。

第3回定例会におきまして引き続き審査が行われまして、本市では9月27日に議決を得られたという状況になってございます。

葉山町におきましては本日、議決の予定と伺っております。

地方自治法上の事務委託におきましては、両市町での議決の成立を条件としておりますので、葉山町での議決が得られましたら事務委託が成立することになります。その後、必要な準備を進めてまいります。

また、本市としましては、2025年（令和7年）3月からの生ごみの共同処理の実施に向けまして、制度の概要、また、分別の変更について、市民の方にとって分かりやすい形でパンフレットを作成いたしまして、本年度中に全戸配布を予定しております。

ちなみに、以前有料化の制度設計のときにもパンフレットを作成して、全戸配布しました。

同じような形で配布いたしまして、その冊子を基に、市内の各地域で生ごみの分別の変更に関して、より詳細な説明を行ってまいりたいと思います。約1年間かけて市民説明を行っていく予定をしております。

簡単ではございますけれども、以上になります。

【南川会長】 生ごみの分別収集・資源化、本当は今日でも葉山町に行きたいなと思っていたんですが、なかなかそうも行かない。どんな見通しですか。

【事務局】 葉山町の町議会ということですか。

【南川会長】 はい。

【事務局】 9月の終わりに葉山町の特別委員会でその議案について審査を受けております。そのときに、全町議会議員が出席しておりまして、全員が賛成しておりますので、議案につい

て。見通しとしては本日、議会で可決される見込みと思っております。

【南川会長】 そうすると、次回はもう少しきちんとしたお話が伺えるし、また可能であれば葉山町へ行くこともあり得るということということで、期待しますので。

皆さん、何かご質問ございますか。隣の町のことでですから、あまり物も言いづらいですが、何かございますかね。渡邊さん、どうぞ。

【渡邊委員】 建設状況とかどんな感じなんですかね。

【事務局】 建設状況は、ほぼ焼却施設は解体は全部終わっておりまして、今後、少し遅れているんですが、年内中に実施設計にかかるということで、生ゴミ資源化処理施設の設計後に着工に取り掛かるということで、最終的には令和7年2月末までには建設が完了するというところで聞いております。

【南川会長】 令和7年2月。1年半後。葉山町のどの辺でしたっけ。

【事務局】 葉山町役場から御用邸に向かう途中の県道のところにあり、さらに山の奥に入っていくと行き止まりがあるんですが、そこに葉山町のクリーンセンターがあります。

【南川会長】 葉山町役場の山側のほうですか。

【事務局】 山の奥ですね。

【南川会長】 ということでですから、ちょっと我々があまり物を言いづらいですね。よろしいですか。また今度、じゃ、ぜひ次回、できれば現場へも行ってみたいということで、よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、議題2、今年度の審議スケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、今年度の審議内容及びスケジュールについて、ご説明させていただきます。着席にて失礼します。

【南川会長】 どうぞ。

【事務局】 今年度の審議内容及びスケジュールにつきましては、今年度、事業系一般廃棄物の処理手数料の適正化について審議をお願いしたいと考えております。

次回12月に第2回審議会を予定しておりまして、そこで事業系廃棄物の処理手数料の適正化について諮問を予定しております。第3回で継続で審議をいただき、第4回で答申をいただければと考えております。第3回の審議会の時期は2月を予定しております。そして、審議の状況によりますが、年度内、第4回で答申をいただければと考えております。また、これは審議の進捗状況によって若干の実施には変更が出てくるかと思いますが、予定としては以上でござ

います。

それで、今日、資料としてお配りしました事業系の関係のごみについて、諮問に先立ちまして、事前にご説明をさせていただければと考えております。

【南川会長】 どうぞ。

【事務局】 それでは、資料1をお開きください。事業系ごみ及び家庭ごみ処理手数料のこれまでの改定の経緯をこちらにまとめてございます。

平成24年の4月以前におきましては、従量制手数料制度ということで、事業系ごみにつきまして、大きく（１）臨時に市が収集し、運搬し、及び処分するときという場合と、（２）事業活動に伴って排出するごみを継続して市が収集し、運搬し、及び処分するとき、この２つに分けて料金を設定してあります。

主に今回対象になるものは、（２）の事業活動に伴って排出するごみを継続して市が収集し、運搬及び処分をするという内容になりまして、そして、この場合、平成24年4月より前につきましては、このように市がごみステーションに出された事業系廃棄物、一般廃棄物を収集しておりました。その場合の料金、手数料が、ア、1月平均1,500キログラムを超えると、1キログラムにつき12円ということで、ア、イ、ウ、エということで、ごみの排出量に応じて料金を設定しておりました。

そして、市長が指定する場所へ搬入するとき、これが1キログラムにつき6円。これが持ち込み手数料ということで6円。10キロ当たり60円という料金になっておりました。

この状況におきまして、課題としまして、ここに書いてありますように、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例においては、事業者がごみステーションに上限なく排出できる制度となっており、一定以上の排出者には有料制を取っているものの、負担の公平性が担保されていない状況にあったということです。

それと、営業形態の多様化により、排出ルールが守られないことなどからのトラブルが発生した事例も見受けられました。さらに、近隣自治体に比べ低廉な処理手数料など、本市の事業系廃棄物に関わる現行制度は、市内に零細事業者が多い実態を斟酌しても、公平・公正の観点や法の精神に照らし、多くの問題を内包していると言わざるを得ない状況にあったということで、事業系ごみに関わる定義を明確化し、事業者自らの責任による処理原則に改める必要がありました。

そのようなことから、平成22年8月20日、当審議会に事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について、諮問いたしました。

翌年23年5月23日、諮問に対し答申をいただきまして、翌24年4月から事業系の持込み手数料について、制度を改定いたしました。改定した内容が平成24年4月からの内容になりまして、事業系一般廃棄物は環境クリーンセンターに直接搬入か、許可業者に委託して、搬入していただくという、これまでステーションに出していたものを全面的に自ら処理場に運ぶか、許可業者に委託して搬入する、そのような制度に変更いたしました。

途中に「なお」で書いてございますけれども、少量排出事業者は零細事業所保護の観点から、例外的に、家庭ごみと同様にごみステーションに排出できることとしております。それで、このときに、今日、参考までお配りしましたこのパンフレット、これを作成しまして、各事業者には配付し、周知をいたしました。

そして、この資料の7ページをご覧くださいますと、少量排出事業所はということで書いてございまして、このステーションに排出できる少量排出事業者の要件がここに書いてございます。(1) 従業者、事業主を含む総数が3人以下であること。(2) 食品廃棄物を排出しないこと。(3) ごみ排出量が1日平均1キログラム以下であること。このすべての要件を満たす事業所はごみステーションに排出可能ということになっております。

このときは10キロ当たりの料金を150円と設定いたしました。

その後、手数料改定は近隣自治体の手数料などを考慮し、処理手数料より低い額で設定いたしました。そのようなことで、さらに、前回の見直しから3年が経過し、この間、外部委託で焼却残渣の資源化等による処理原価の高騰、また、近隣自治体において手数料の値上げが実施されるなど、ごみ処理を取り巻く状況が変化してきました。

そのようなことから、平成27年10月30日に当審議会に逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について諮問いたしまして、翌28年度1月8日に答申をいただいております。その答申をいただきまして、平成28年10月から処理手数料を10キロ当たり250円に改定いたしまして、現在に至っております。

以上が、事業系ごみ処理手数料の改定の経緯ということであります。

次、資料2をご覧くださいませうでしょうか。こちらのほうが逗子市のごみ処理に係る経費になります。表1のごみ処理量及びごみ処理経費ということで、例えば令和4年度を見ていただきますと、全体のごみ、現在、逗子市と葉山町から可燃ごみと容プラを委託で処理をしております、総ごみ量が2万776トン、令和4年度で、この処理量に対して、処理経費としまして、11億7,937万3,000円の経費がかかっております。

この経費の内訳を見ていきますと、大きく収集運搬、中間処理、最終処分ということで分け

てございます。収集運搬と最終処分の経費はそう大きく変動はしていませんが、中間処理費、これは主に処理施設の維持管理経費、修繕等を含む経費になっております。そういうことでずっと見てまいりますと、平成26年から令和元年まではほぼ同じくらいで推移しておりましたけれども、令和2年度から経費が徐々に増加してきております。

この要因というのは、主に光熱水費の関係の高騰と、中間処理施設の中で特に焼却施設の大きな修繕工事が入ってきておりまして、基幹改良から10年近くなるということで、結構大規模な改修等が行われてきている関係で金額がかさんできているという、このような状況にあります。

そして、これを基に処理原価、ごみ1トン当たりの経費がどの程度かかるのか、事業系を受け入れる場合の参考として、ごみ1トン当たりの経費を算出してまいります。その場合は、収集は直接処理原価には該当しないということで、直接事業者さんが持ち込む、許可業者が持ち込む、あるいは自己搬入ということで、収集経費はかからないということで、中間処理と最終処分費を対象にごみ処理量で割った、それが処理原価ということで計算しますと、令和4年度、これは1トン当たり約4万3,000円。1キログラム当たり43円という処理経費がかかっております。

当初、平成26年の34円、キロ当たり34円、トン当たり3万4,767円と1万円ほど処理経費が上がってきている、このような状況にあります。

それで、現在の処理経費が10キロ当たり250円、トン当たりに直しますと2万5,000円ということで、その原価に対してどの程度の割合になっているかということを経算したのが、3番目、事業系ごみ1トン当たり処理料金の処理費に対する割合ということで、現在でいくと6割を割ってきているという状況にあります。多いところで大体75%、77%という状況でしたが、このところ処理経費が上がっているということで、令和4年度では58%という状況になってきている状況です。

それで、下の図、これは参考までに記載してございますけれども、左側のほうに処理原価、右がごみ処理量ということで、基本的には平成30年度から元年度にかけて金額が下がってきています。これは、処理経費がそれほど変化がないのにごみの量が増えたために処理原価が減ってきている。葉山町からのごみの量を受け入れた関係で効率化が図られて。ただ、その後、中間処理経費が上がってきているために原価が上がってきているというような状況が単純にここに書いて示してございます。経費につきましては以上の状況にございます。

次、資料3をご覧くださいませうでしょうか。3-1でございますけれども、これは燃やすご

み、特に燃やすごみということで、これは持込みごみの量、特にその大半を占めているのが燃やすごみの量になっております。それで、許可業者はほとんどが燃やすごみになっておりまして、それを参考までに、ここにその量がどのようになっているのかというのを示してございまして、令和4年度の収集量が大体7,000トン、それに直接搬入が2,784トンということで、大体その割合からしますと、収集が約7割、直接搬入の燃やすごみが約3割という、このような割合になっております。

その推移を示したのが下の図になっておりまして、平成28年度からごみの量が収集は減っております。これは、家庭ごみの有料化を27年10月から実施した経緯で、このようなごみの量が減少しているという、燃やすごみは新たに減ったけれども、また、植木ごみを細分化、分けて、別に集めてきているという、この辺の影響もあるかと思えます。

あと、この四角いほうの燃やすごみの直接搬入量、これが26年から27年にかけて減ってきているというのも、これも植木剪定枝を27年10月から分別して集めることになった影響が大きいかなと思います。これが燃やすごみ量の推移となります。

次、資料3-2をご覧ください。さらに、これは事業系持込みごみですね。持込みごみの燃やすごみの主体別搬入量ということで、許可業者と自己搬入、この2つがどのような割合になっているかということで示したのが、この表になっております。

許可業者のほうで、これからいうと大体、令和4年度で68%、大体7割程度は許可業者、または直接搬入、持込みごみ、これが3割強という割合になっております。

それで、この破線のほうの燃やすごみの持込量が26年度から27年度に極端に減ってきているという、これは先ほどお話ししましたように、これは植木剪定枝、これを分けて市のほうで収集するようになった、この影響が大きいんじゃないかというふうに考えられます。

それと、あとは、許可業者が令和2年度以降、30年度から減少して、令和2年度に一番低くなっておりますけれども、これの影響は多分コロナの影響で許可業者の搬入が少なくなっているんじゃないかと想定されます。

これが燃やすごみの持込みごみ、及び許可業者の状況になっております。

次に、資料4をお開きいただけますでしょうか。これは神奈川県各市町村における事業系一般廃棄物処理手数料ということで、これは県内の持込み手数料がどうなっているかというのを取りまとめた表になっております。

この表で見えてまいりますと、右のほうのグラフを見ていただければ、突出しているところを見ていただきますと、平塚市、茅ヶ崎市、寒川町、これが280円ということで、県内で最も高い

自治体になってございます。それで、逗子市は現在250円という状況にあります。これはあくまで県内の市町村を表したものになっております。

次、資料5を見ていただきますと、これは神奈川県以外の近隣の県です。近隣の県における状況を示したものになりまして、千葉県内で高いところをピックアップしてまいりますと、10キロ当たり300円以上の自治体、この辺を見てまいりますと、一番高いところで300円から350円という、これが千葉県の高い地域、先ほど神奈川県では280円が一番高かったんですが、さらに千葉県のほうでは350円、高いところではそのような状況になっております。

次、東京23区の事業系一般廃棄物処理手数料でございますけれども、現行といいますか、これはキロ当たり40円から今年度の10月1日からはキロ当たり46円に改定されております。

この資料5の後ろの裏ページをご覧くださいますと、これは東京の多摩地区の手数料になっておりまして、見てまいりますと、約40円台が結構多くの市町村にありまして、一番高いところで、23番の稲城市、これが43円。それで、40円以上というのは、2番の立川市40円、武蔵野市40円、6番の府中市が42円、日野市が42円、国分寺市42円、国立市42円などというふうに、40円以上を設定している地域が多摩地域では多いという、このような状況が見受けられます。

以上ですが、お配りしました事業系の関係の資料につきましては、説明は以上で終わらせていただきます。

【南川会長】 ありがとうございます。これから皆さんにいろいろご質問等伺いますが、これ、鈴木さん、これからの段取りとして、しっかり議論をしていただいて、それで、実際にかかる費用と、それから今の手数料の負担割合、それを見ながら議論していきます。それから、実態も含めて、どうすればうまく処理できるかということを考えて議論していくんですが、これ自身は、最終的に決めるときは、これは議会手続とか要るんですか。それとも、パブコメをして、もう一度市議会で決めればいいのかということなんですか。どういう段取りになるんでしょうか。どうぞ。

【事務局】 予定としては、今年度末までにご審議いただいて、答申いただければと思っておりますが、まずパブコメをいたしまして、最終的には条例改正が必要になりますので、市議会に提案して、諮って。

【南川会長】 最後は条例になるわけですね。

【事務局】 条例ですね。条例改正になります。

【南川会長】 ありがとうございます。そういう段取りになるということを前提にご議論いただきたいと思います。

それで、ちょっとすいません、最初に私から口火切らせていただくと、実はこういう事業系一廃のパンフレットって結構ありがたくて、私みたいに長年、この法律を担当していてもよく分からない人が多いんです。相当部分が各地域でうまくやってくれという形のシステムになっているものですから、実は非常に参考になります。

それで、これも含めて少しご質問差し上げてから皆さんにまた聞いていただきたいと思いますんですが、今、神奈川県のご説明あったんですが、平塚市とか茅ヶ崎市というのは一緒に処理しているんですけど。この中で合同して処理しているところがどこかあったと思うんですが、それはどこでしたっけ。

【事務局】 湘南東ブロックですね。ブロック内で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町ですね。

【南川会長】 藤沢市と茅ヶ崎市と寒川町というのが1つのブロックになるわけですか。

【事務局】 ブロックということで。

【事務局】 処理自体は茅ヶ崎市と寒川町です。

【事務局】 それでやっています、それとあとは茅ヶ崎市と寒川町と一緒に共同で、うちと葉山町のような形で処理をやっているという形です。

【南川会長】 なるほどね。あとは特に連合してやっているところはないんですか。神奈川県は。

【事務局】 それとあとは平塚市と大磯町、二宮町ですかね。平塚市のほうで委託を受けて、その2つの町からのごみを受けて処理をやっている。

それとあと、組合でやっているというのが、組合がこれ県内で秦野市、伊勢原市ということで、秦野市、伊勢原市は組合で。

【南川会長】 秦野市、伊勢原市。

【事務局】 はい。あと、高座清掃組合ということで、海老名市、座間市、綾瀬市、これが組合で一括で集めて処理をしているという。

【南川会長】 あと、これ見ていると、横浜市、川崎市とか安いですね。何か理由があるんですか。たくさんあるから安いのかしら。

【渡邊委員】 経費が安いんじゃないですか。

【南川会長】 経費が安いんですかね。

【渡邊委員】 ごみ処理の1トン当たりの処理費用が。分からないですけどね。スケールメリットが出ていて。

【事務局】 スケールメリット、処理単価が、発電等もやっておりますので、そういう点で

言う、と、経費が多分かかっていないのかなと。

【渡邊委員】 逆に持ち込んで発電したほうが、発電で儲かったりする。

【南川会長】 あと、鎌倉市は最近動きがあったんじゃないですか、橋詰先生。

【橋詰委員】 あったんですけど、これ修正、改正済みの数字ですか。

【事務局】 これは今年度4月1日に県がまとめたデータを使用しています。

【橋詰委員】 これ改正、ちょっと高くなっている可能性あります。ちょっと数字が出ておらないですけども。

【南川会長】 鎌倉市は。

【橋詰委員】 はい。事業系、変えました、最近。

【南川会長】 それはやっぱり費用との、実際にかかっている費用とコストの関係で上げたということなんですか。

【橋詰委員】 処理方針を今変えたんですよ、事業系も含めて。いわゆる資源化というか、それに切り替えた部分があって、その分で少しコストアップになっていますね。

【南川会長】 コストアップに見合っ手手数料も変えたということですか。

【橋詰委員】 そうですね。あのときにも東京都はもっと高いですみたいな話があって。

【南川会長】 なるほどね。分かりました。

あと、これで行くと、過去の例を見ると、植木のごみの分別の仕方を変えたことが結構量的にも大きな影響が出ているんですね。

【事務局】 収集の植木ごみが年間1,000トンぐらい、分別で収集、たしか1,000トン以上ですか、集まってきたかと思いますが、それが分けられたという。

【南川会長】 あとは、すいません、私ばかり聞いて悪いんだけど、このパンフレットを見せていただいて、僕も参考になるんですが、実際、この8ページ、9ページに一般廃棄物収集運搬の許可業者一覧と資源回収業者一覧とありますけど、資源回収は古紙回収だから別なんです、左ページのほうの許可業者が減っているというのは、何か意図的に減らしたわけですか。今、この関係で一切増やさないですよ、僕が知っている限りでは多くの市町村で。これって何か地元業者が、地元じゃないけど、業者さんが人がいないから辞めちゃったとか、そういうことがあるんですか。それとも、市のほうでこんなに業者は要らないということで削ったんですか。

【事務局】 許可業者は、基本的には事業系のごみ量というのは、ある程度増える見込みがなければ、需給のバランスを取るべきだというのが廃掃法の考え方で、最高裁の判決も出てい

ますので、基本的には増やす方向はないんですけれども、辞めていくのは、やっぱりいろいろな事情で事業を廃止されるという判断をされるようなところはあるのかなと。市のほうで許可を取り消しとか、そういったことをすることは一切ないですけれども。

【南川会長】 なるほどね。ということは、業者さんの都合で辞めたということですね。分かりました。

皆さん、どうぞご質問なりご意見をまず言ってください。どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 資料2と資料3-1を見ると、すごく興味深いなと思って見ていたんですけど、資料2の図の下のほう見ると、下の図を見ると、点線で走っている部分がごみの処理量だと思んですけど、これが主には家庭系ごみの有料化で下がって行って、平成26年の時点と平成30年の時点のごみ量を比べると、大体同じぐらいの量まで回復していて、そうすると、ごみ処理原価も大体似通った原価になってきているというふうに思っているんですけど、これ多分、有料化で減った分を葉山町から入れて、ごみを回復させて、原価としてはよくなったという形になると思うんですけど、これがすごくいい相関を示しているのであれば、次、生ごみを有料化にすると、今後ごみ量は少なからず減ると思うので、そうするとまた原価がもっと上がるという予測はつきますよね。

【事務局】 出てくればということ、燃やすごみが。

【渡邊委員】 ということは、仮になんですけど、今100%で、仮にですよ、100%で430円取ったとしても、生ごみを入れたら100%にはならないよねという議論が出てくるということですよ。仮にですけど。

【事務局】 ただ、鎌倉市からまた入ってくるという状況が実はあります。

【渡邊委員】 じゃ、また回復するんだ、原価的に言うと、燃やしていいかどうかは置いておいて。

【事務局】 このへんがどうなるかというのはまた。ただ、あと、入れることによって施設の整備費がどうかさむかという部分が、ちょっと見えない部分があります。

【事務局】 基本的には2市1町の広域化実施計画で既存の施設を有効に活用するというこ
とで、ここに処理を集約していこうということなので、生ごみが減った分の余力を有力に活用
するということで、鎌倉市さんの可燃ごみを入れていくということになるので、2万トン、
2市1町の広域化実施計画では2万トンを上限にですね、うちの焼却炉の能力の範囲で、2万
トンを上限に焼却はしていくということなので、そこまでは焼却量というのは回復するん
ですけれども、ただ、令和4年度はかなり費用の経費が上がっていくという、昨今のいろいろな工

事費に係る経費の高騰であったりとか、あと、光熱費もかなり上がっているという状況があるので、その推移がどうなっていくのかというのはなかなか読めない不確定要素もあるのかなと思っています。

【渡邊委員】 そうすると、2万トンの範囲内で何となく費用の予測はできなくもない感じではあるということですよ。

あと、大規模改修の計画みたいな、将来計画みたいなのは持たれているんですか、焼却炉の。

【事務局】 大規模改修というよりも。

【渡邊委員】 突発的に。

【事務局】 ある程度には決めながら、その範囲内でやるか、緊急性のあるもの、修繕に時間のかかるものとか、それを予防的にやっていく、この辺を今ちょっと詰めているという状況です。

【渡邊委員】 ありがとうございます。何か先行き検討利用するに当たって、多分100%にしたらいいというのは非常に乱暴な話だと思うので、どこかの費用をターゲットにして、ちゃんと議会で説明、議会というか、議会の話じゃないんで、みんなに説明できるようにするためには、そういった条件を少し、改修の費用をある程度決めてやっていくだとか、2万トンで上限で試算しましたとか、そういったところの条件になるような数字を少し次回に向けて準備していただけると、多分議論が深まるのかなと思いました。

【南川会長】 いかがですか。どうぞ、橋詰さん。

【橋詰委員】 数字というか、意味合いの確認なんですが、資料の3-1の表の数字ですけど、収集というのは、これ家庭ごみだけでいいんですか。

【事務局】 家庭ごみ。はい。

【橋詰委員】 事業系でごみステーションに出されているものも一部あるかもしれないんですか。そこは細かいこと、数字は大きくないかもしれませんが、感覚としてそうですね。

【事務局】 そうですね。

【橋詰委員】 それから、直接搬入の持込みというのは、これは事業系だけですか。つまり、市民持込みはない。

【事務局】 事業系というか、あとは家庭からの可能性はある。ただ、多分その数字はちょっと把握はしていないですが。

【橋詰委員】 分かりました。そういうことですね。

それから、費用というふうに考えると、事業系は市が集めている分がないから、収集料金は

許可業者が取っているわけですね。

【事務局】 そうです。

【橋詰委員】 許可業者が実際に排出事業者からお金を取るときには、収集費用分と持込みのときの費用も合わせて取っているはずですね。そうすると、だから、持込み、中間処理部分以降はそちらで指定している金額のはずですが、収集分については自分で決められていますよね。その部分を含めた、つまり、排出側から見たときの料金変更の度合いというのは、収運のほうの料金の影響も受けるはずなんです、その辺の実態は分かりますか。

【南川会長】 あれは全くバイで決めているんですかね。

【橋詰委員】 バイで決める可能性ありますね。

【南川会長】 どうなんですかね。収集業者が。

【橋詰委員】 あの部分は条例で規定できないので、言わば自由設定のはずなんで、負担感からいくと、そこもばかにならないはずなんですよ。

【事務局】 許可業者ごとで設定をされているので、そこまでは市としては把握これまでしたことがないですね。

【橋詰委員】 しづらいですね。分かりました。ありがとうございます。

【南川会長】 多分これ全国的にないと思うんですよ。私がやってきた範囲ではよく分からないです。

【橋詰委員】 そうなんでしょうね。

【南川会長】 何となく相場らしきものはあるとは聞きますけど。

これ、持込みですけど、結構個人も持ち込みますよね。ああいうときって料金をどうするんですか。個人が環境センターに持ち込んできたごみを受けますよね。

【事務局】 受けます。

【南川会長】 あれ、料金とかどうしているんですか。

【事務局】 料金は同じ処理手数料、10キログラム当たり250円。

【南川会長】 事業系一廃と同じで取っているわけですか。

【事務局】 同じ料金です。

【渡邊委員】 行き帰りで車でちゃんと乗って、落として、もう一回乗って、二度計量しています。

【南川会長】 あれは、トラックじゃないけど、台があって、乗って、測ってというのは、個人の持込みも同じように測っているわけですか。

【渡邊委員】 はい。車で乗っています。

【南川会長】 そうなんですか。トラックだけじゃなくて。

【事務局】 二度計量で。

【南川会長】 そうか。そうなんだ。

【渡邊委員】 あと、すいません、関連するか分からないんですけど、事業系ごみの許可業者の持込みの中で、市内って介護施設関係がすごたくさん多いと思うんですけど、そこからのごみって入ってきているんですか。というのが、おむつとかってむちゃくちゃ増えているんじゃないのかなと思ってみたりするんですけど、その辺ってどういう感触をお持ちですか。

【事務局】 おっしゃるように、介護事業所のごみについては許可業者が搬入していますけれど、要するに、ほかの燃やすごみと一緒に混じって、それだけ取り出して組成分析していないので、許可業者のおむつ量が増えているかどうかというのはちょっと分かりません。市が収集しているごみについては、年4回、組成分析を実施しております。

【渡邊委員】 分かりました。最近すごい増えてきていると聞いてはいるので、どうなのかなど。それは、すいません、個人的な興味もあるかもしれないので、あれなんですけど。

【事務局】 すみません。

【南川会長】 どうぞ。

【事務局】 先ほどの橋詰先生が会長をされている鎌倉市の審議会での審議された事業系ごみの持ち込み料金なんですけど、第3回定例会、9月議会で条例改正の議案が提案されて、可決されております。廃棄物の処理手数料、10キログラム当たり400円、これが可決されていますので、改正は来年の10月1日からです。1年間かけて周知をしていくということで聞いております。

事業系一廃は、今は、鎌倉市は埼玉県のオリックス資源循環に出しております、それを含めて、実際にかかる処理経費の7割ぐらいで処理手数料を設定しており、実際には400円でも全然足りないんだということを言っていました。神奈川県では突出して高くなる。10キロ400円。これが来年10月から決まっております。

【南川会長】 なるほどね。

【橋詰委員】 あのときの議論で、都内では100%で取ったところあります。そういう話がありましたけど、さすがにそれはという議論がありましたね。

【南川会長】 なるほどね。どうぞ、中嶋さん。

【中嶋委員】 事業系ごみのごみ処理料の料金が、一般の家庭の持込みごみも同じように変

わるということでもいいんですか。

【事務局】 一緒に変わるということで結構です。

【南川会長】 もうちょっと正確に。

【事務局】 同じ10キログラム当たり、今250円ですけど、改正されれば、事業系の一般廃棄物と家庭から持ち込まれる廃棄物も一緒の手数料を頂くことになります。

【南川会長】 それは、環境クリーンセンターへ持ち込むのは一緒ですけど、普通の家庭系一般廃棄物はまた別に集めていますよね、それこそ袋に料金つけて、収集の。それで費用のある部分を払っているわけですけども、そこは同じになっちゃうんですか、事業系一廃とか家庭系一廃は。

【事務局】 もうちょっと持込みについて補足させていただきますと、要するに、南川会長がおっしゃるように、有料袋で出せば、持込みよりより安価で家庭のごみは集積場に出せる。主に持込みは、集積場に出すごみを落ち込むのではなくて、粗大ごみ等の持込みで、粗大ごみは電話受付で、コール制で戸別収集を行います、自家用車等ある方、あるいは持ち込める方が持ち込むという形ですね。ですので、ごみが家庭の可燃ごみではなくて、ほぼ粗大ごみという、あるいは片づけごみ。

【南川会長】 性状が違うから、通常の袋を買って、幾らとか張ってある袋とは違うので処理するかということで、基本的に持ち込む場合は家庭ごみも同じだということですね。

どうぞ。

【事務局】 基本的な考え方として、事業系は廃掃法での自己処理の原則ということで、事業者の皆さんが自ら持ち込むか、許可業者に頼んで持ち込んでいただく、その手数料をしかるべく払っていただくということなんですけど、家庭系については、基本的には家庭系の一般廃棄物は市の責任で、市町村の責任でしっかりと処理しなければいけないので、それでステーションを、集積所を設置して、しっかり効率的に収集できる体制を取って収集しているということなので、基本的には持込み前提ではなくて、ステーション収集でやっていくことで、効率的になるべくコストをかけないような形で回れるような体制を取っているということなので、基本的にはそこを利用していただくのが原則なので、そうじゃなくて、臨時的に大量に出たとか、あとは粗大ごみを個別収集じゃなくて、自分で持ち込みたいというときには、そういう特別なときには一般の持込みと区別ができないので、一般の持込み手数料をご負担いただくというような、そういう考え方であるということでご理解いただければと思います。

【中嶋委員】 一般市民として、ごみを出すときに、普通のごみは集積場に有料のごみ袋で

出すんですけど、大掃除とかして大量にごみが出ちゃって、それが重い物だったら袋に入れて出したほうが安いんですけど、軽くて大きいものとかだと、袋に入らなくなっちゃったりして、持っていったほうが安いかなというときはあります。

【渡邊委員】 一生懸命小さくする。

【南川会長】 ありますよ。重さになっちゃうから。大きさとか関係ないんですね、そうすると。持込みの処理はね。なるほどね。

【橋詰委員】 処理コストは事業系も家庭系も基本同じなんですよ。中間処理施設以降は。コストはコストだけど。料金設定は違って、事業系だと7掛けぐらいにしたり、家庭系だと3掛けくらい、こんな感じを多分考えているはずですよ。

今、家庭からの持込みの話をされていましたが、実は今日この後、鎌倉市で審議会があるので、私、行くんですけど、今、鎌倉市は家庭系の持込みの料金改定の議論をしているところなんです、ちょうど。ちょうど始めたところで、今ここに出てきているような議論がまたあって、基本はステーションに出すときと同じ価格にすべきではないかとか、そんな議論を当然するわけですよ。

自治体によっては、家庭からの持込み禁止というところもありますよね。それは搬入管理ができないとか、いろんな事情があったりして、そこはいろいろですよ。ちょっと余計な話。

【南川会長】 結構苦情多いんですよ。焼却場の近くとか、土曜の朝とかすごい渋滞になってしまって、一般の方が自家用車で持ち込むんですよ。僕も随分見ましたが、それが嫌で焼却場反対とかいうところも実は多いんですよ。そうなんですよ。

逗子市も並ぶことあるんですか。坂の下のほうも含めて。

【事務局】 坂の途中までゴールデンウィークや年末年始は並ぶような状況があります。

【南川会長】 今、オートマだからいいけど、半クラだったら車止めるの大変ですよ。半クラにしてやるのは。マニュアルカーのときは。

よろしいでしょうか、皆様。どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 ちょっと会長に質問なんですけど、あるいは橋詰さんに質問なんですけど、事業系のごみを変動制にしているところってあったりするんですか。例えば、こうやって料金が上下するじゃないですか、処理費用が。それに合わせて、ニアでやることはできないでしょうから、昨年度参考で、その7割は必ずもらうことということにして、昨年度幾らかかっているからその単価の7割が今年ね。来年度はまたその年の単価が出てきたときに、何%分負担ねみたいな感じで変動させているような事例って、私は聞いたことない。

【南川会長】 私は聞いたことないですね。

【橋詰委員】 どうでしょうね。あるかもしれませんね。

【渡邊委員】 ですよね。ちなみに、そういうことって、一般的に市町村の議会的に大変のか、いや、やってやれないことはないんですか。

【事務局】 聞いたことない。というのは、地方自治法上、手数料というのは条例で定める必要があり、定め方としてそういうのが許されるのかどうなのかというところでは、許されないこともないのかもしれないですけど、多分そういう定め方をしているところはないのではないかな。明確に何キロ幾らという、そういう定め方だと思います。

【渡邊委員】 ありがとうございます。

【南川会長】 よろしいですか。

【橋詰委員】 事業系ならあり得ますよね。

【渡邊委員】 ね。そう思っ。

【橋詰委員】 契約ベースになっちゃうから、そうですね。

【渡邊委員】 今回みたいにどんどん燃料高騰ばかりしているところで固定していたら、また来年上げなきゃみたいな議論ばかりになっちゃうので。

【南川会長】 では、質疑は以上で、取りあえずこれでまとめます。それで、あと、これから、すいません、その他の議題について、事務局からよろしくお願いします。

【事務局】 今後のスケジュールについてご説明いたします。今回、第1回ですので、次回は第2回ということで、事前前に委員の皆様には予定をお聞きしておりました。今年中、つまり12月中に第2回を開催したいということでご都合をお聞きしておりまして、予定を幾つか候補を挙げてお聞きしておりましたが、最終的に12月22日金曜日14時半からということで決定いたしました。

【南川会長】 分かりました。

【事務局】 開催したいと思います。

【南川会長】 はい。皆様の日程を伺って、一番たくさんの方が出られる時間が22日金曜日の14時半ということでありますので、そうさせていただきたい。もしご都合悪い方で、うまく調整ができれば、ぜひ参加していただければありがたいなと。数のウエイトで決めるしかないものですから、今のところ都合悪いという方については、申し訳ないですけども、それで可能な範囲で調整をしていただければ幸いです。

それではこれで会議は終わります。ありがとうございました。

— 了 —